



夏季・冬季おふくろの味
前橋地区更生保護女性会様

奉仕慰問
前橋地区更生保護女性会様



絵手紙教室 講師 小林 生子様

写仏教室 講師 佐藤ふさ江様



男の料理教室(餅つき) 伊勢崎地区更生保護女性会様



新年食事会



サマーふれあいコンサート 深津素子様・混声合唱団コールシャンテ様



新春ふれあいコンサート 深津素子様・桐生EBISU女声合唱団様



寮生との料理教室(カレー) 太田地区更生保護女性会様



男の料理教室(カレー) 伊勢崎地区更生保護女性会様



群馬県仏教連合会
更生保護法人
群馬県仏教保護会



人はみな、
生かされて、
生きていく。

ホームページはこちら



<https://gunmabukyohogokai.p-kit.com/>

更生保護法人

群馬県仏教保護会

しおり

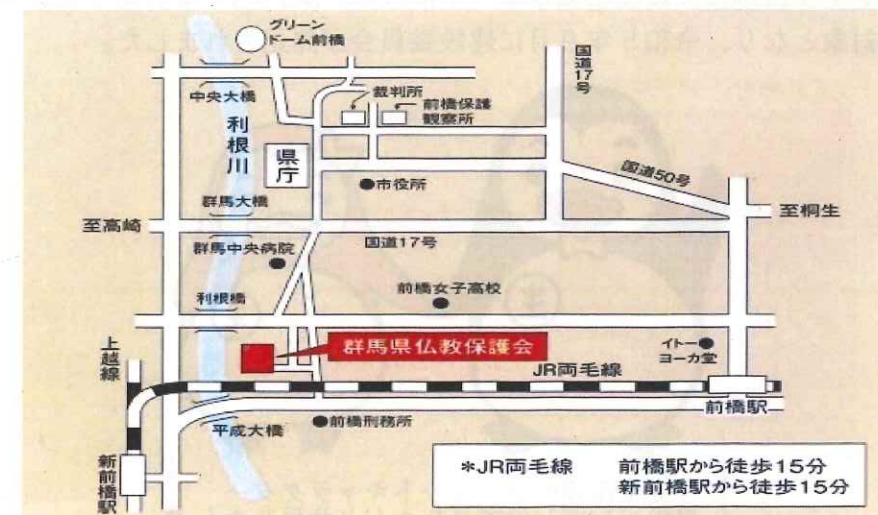


人はみな、生かされて、生きていく。

更生保護法人

群馬県仏教保護会

〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町一丁目24-6
電話 027-221-3376 FAX 027-224-0168



更生保護法人
群馬県仏教保護会沿革

前橋市内の有志寺院が大正天皇の御即位の大典を記念して、前橋市天川原町所在の寺院・松竹院に釈放者の収容保護所を設け、免囚保護事業を開始したのを契機として、群馬県下の各宗寺院住職により、大正2年5月に群馬県佛教聯合保護會が設立され、収容施設を現在地に移し本格的な免囚保護事業を開始しました。

大正11年3月、財団法人設立の認可をうけ、群馬県仏教連合保護会を設立し、昭和15年7月に財団法人群馬県仏教保護会と改称しました。

不幸にして第二次世界大戦の色濃い昭和20年8月、戦火のため建物を焼失してしまい、仮建物をつくり保護事業を続けました。

終戦後の混乱期を経て、昭和26年10月労働大臣より無料職業紹介事業の認可をうけ、平成10年3月に廃止しました。

更に昭和34年からは女子の収容事業も行っておりましたが、諸般の事情により昭和41年に廃止しました。

昭和43年3月現在の敷地内にコンクリートブロック平屋建(建築面積151.98㎡)の少年寮(収容定員・男子青少年12名)を建設。

昭和44年3月には同敷地内に、鉄筋コンクリート造り3階建(延べ面積798.12㎡)の成人寮(収容定員・男子成人46名)が完成し、同年5月1日から業務を開始しました。

昭和51年に収容者に対する処遇の万全を期すため、収容定員を40名(男子青少年6名、男子成人34名)に変更し、以来収容者の早期社会復帰のため各ケース毎に適切な処遇を行い現在に至っております。

昭和63年に2世帯用の職員宿舎鉄筋コンクリート2階建(延べ面積126.37㎡)が完成しました。

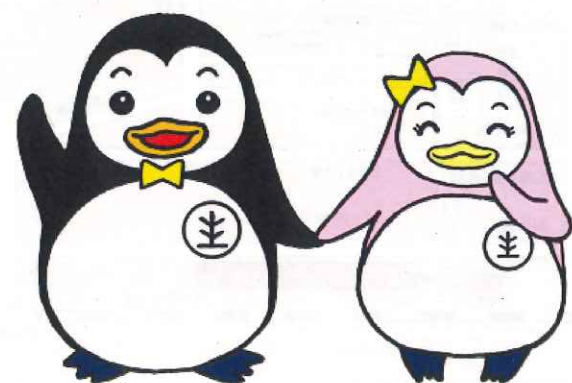
更生保護事業法の施行に伴い、平成8年4月1日付で、財団法人から更生保護法人に組織変更されました。

また平成20年から行っていた成人寮・少年寮の全面改修工事は、平成21年3月に完了しました。

平成29年11月から、「フォローアップ事業」を開始しました。退会後、親族等の見守りが無い人に対して、当会職員が面接や手紙による指導助言を通して生活相談支援を行います。

令和3年4月、高齢・障がい者受入指定施設として認可を受けたため社会福祉士採用。高齢や様々な障がいを持ち、集団処遇や自立退会が困難な人も積極的に受け入れております。

更生保護施設大規模整備事業(全面改築)第7次5ヶ年計画で改修施設の対象となり、令和5年9月に建設委員会が発足されました。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

更生保護施設とは

更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の収容保護施設です。日本全国に102箇所の施設があります。

犯罪や非行をした人の中には、頼る人がいなかったり生活環境に恵まれず、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立できない人がいます。そのような人達を国の委託で一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという重要な役割を担っているのが更生保護施設です。

なお、宿泊場所や飲食を供与するだけでなく、金銭管理や飲酒などに関する生活指導を行う他、就職の援助をしたり、必要と思える医療を受けさせたり、自立先の調整を行うなど、一人でも多くの人が円満に社会復帰できるよう援助しています。

群馬県仏教保護会は、県内唯一の更生保護施設です。

全国の中で「仏教」という言葉を付けた施設は当施設のみで、群馬県仏教連合会が中心となり県内全域の宗派を超えた寺院の協賛を得ております。

また、群馬県更生保護協会の助成や保護司会・更生保護女性会等、民間篤志家による物心両面の協力のもと、事業を行っております。

保護を受ける人たち

救護・援護

- 保護観察に付された少年(1号観察)
- 少年院を仮退院になった少年(2号観察)
- 刑務所を仮釈放になった人(3号観察)
- 刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人たち(4号観察)

更生緊急保護

- 刑務所を満期釈放になった人
- 裁判で刑の執行猶予の言い渡しを受けた人(執行猶予)
- 起訴を猶予された人(起訴猶予)
- 罰金の略式命令を受けた人
- 少年院を退院した人

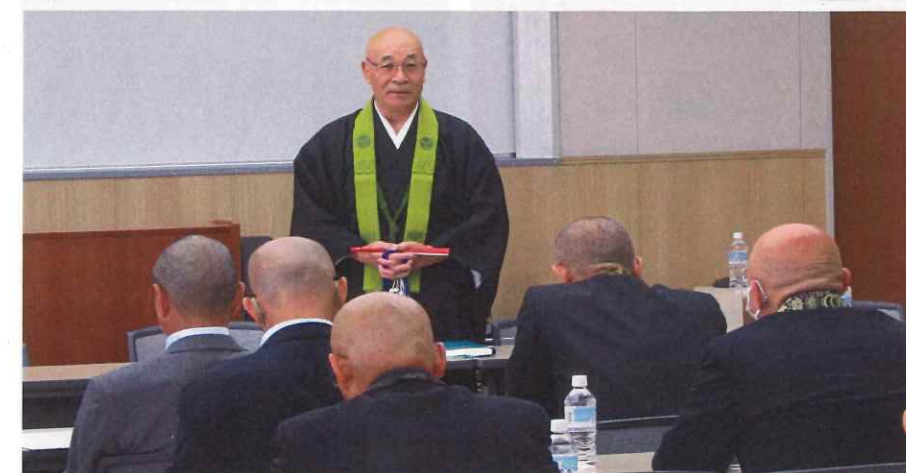
群馬県仏教保護会の処遇目標

群馬県仏教保護会における処遇は、補導に当たる職員が、群馬県仏教保護会の定めた処遇規定と、本人の更生計画に基づいて、個別的に、または集団的に行う生活指導がその中心になっております。

処遇は、個人の人権尊重と、自助の責任を前提とし、本人の心身の状態や環境の推移に応じて、本人に最もふさわしい方法で、必要かつ相当な限度で行わなければなりません。公平と懇切を旨とし、仏教精神を基調とした慈悲の心と、計画性のある適切な指導によって、本人の自立更生への意欲を助長し、早期社会復帰を助けることが、処遇の目的です。

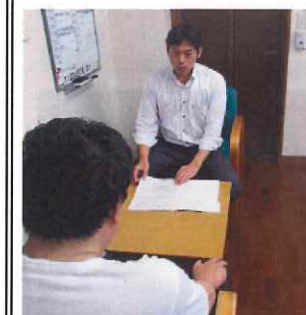
保護会内での一日の生活

起床	6:15
清掃	6:15~6:45 各自、居室並びに当番箇所の清掃
朝食	6:45
昼食	12:00
夕食	17:30
入浴	18:00~20:50
浴室清掃	20:50 各部屋ごとに当番が清掃
門限就寝	22:00



河内孝道理事長の講話

集団処遇



個人面接



般若心経読経



毎朝の清掃作業



地域貢献活動(雪かき)